出産・育児に関する休暇・休業制度等一覧(広島市教育委員会)

令和7年4月時点

		Þ	妊娠 ^{産体に入る} 出産 1歳 2歳 3歳 小学校入学 中学校入学	Ť
種 類	男性	女性		\rightarrow
特別休暇		0	妊娠障害休暇 (14日以内)	
特別休暇		0	通勤緩和休暇 (勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日1時間以内で1回30分とし1日2回)	
勤務制限		0	妊産婦が請求した場合の変形・時間外・休日労働・深夜業の禁止 1000年10日 1000年10日 1000年1	
特別休暇		0	保健指導又は健康診査休暇 (妊娠期間等に応じて定める回数で、必要な時間)	
特別休暇		0	出産休暇 (出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産後8週間まで)	4 4 4
特別休暇	0		出産補助休暇 配偶者の入院等の日から出産の日後1か月後までの間において3日以内、第2子以降は5日以内 ※ R12年3月31日までの特例 ①生後1か月以内に週休日、休日、年次有給休暇等を含み1週間以上連続して休む場合は7日以内、②第2子以降は7日以内	なななな
特別休暇	0		男性職員の育児参加休暇 (出産予定日の8週間前の日から出産に係る子が1歳に達する日までで5日以内)	
特別休暇	0	0	育児時間休暇 (2年を超えない範囲内で1日2回1回45分)	
休業	0	0	育児休業	
短時間勤務	0	0	育児短時間勤務 (19時間30分~23時間45分/週の4パターンの質	勤務から選択)
部分休業	0	0	部分休業 (勤務の始め又は終わりにおいて、1日2時間の範囲	囲内)
勤務制限	0	0	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の免除	
勤務制限	0	0	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務・深夜勤務の制限	
特別休暇	0	0		F度、対象となる子の人数 5日を乗じた日数以内

お問い合わせ先: 教職員課労務係 082-504-2829